

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	令和3年度第2回東村山市立図書館協議会				
開催日時	令和3年11月 8日(月) 午前10～正午				
開催場所	中央図書館 読書室				
出席者 及び欠席者	●出席者： (委員) 岩浪正広委員・鶴田良平委員・石河聡子委員・徳永靖子委員・堀渡委員・黒尾和久委員、宮川健郎委員 (市事務局) 新倉図書館長・野口館長補佐 ●欠席者： 伊藤浩介委員・竹澤廣介委員				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	無し
会議次第	1. 東村山市立図書館協議会について 2. 報告 (1) 令和3年度事業予定 (2) 9月議会 3. 協議 図書館の役割、あり方について				
配布資料	配布資料 1. 令和3年度第2回図書館協議会次第 2. 東村山市立図書館協議会について 3. 報告資料 4. 過去の検討経過				
問い合わせ先	事務局 東村山市立中央図書館 担当者名 野口 電話番号 042-394-2900 FAX番号 042-394-4107				

会 議 経 過

1. 東村山市立図書館協議会について

(事務局) 今日が第24期図書館協議会の最初の会となる。任期は令和3年8月1日から令和5年7月31日までである。この期から、社会教育関係の2号委員が変わられた。これまでの主な協議は資料のとおりである。

(委員自己紹介)

(会長・副会長選出) 事務局推薦により、堀委員を会長、石河委員を副会長に選出し全会一致で承認された。

2. 報告

(1) 令和3年度事業予定

(事務局) 今年度の前半は新型コロナウイルス感染が拡大し、その防止のため多くの事業を中止・延期せざるを得なかった。11月から再開する予定の事業について報告する。

11月10日に乳幼児対象の赤ちゃん絵本ひろばを行う。4月に1回試行したが、その後に緊急事態宣言が発出され、中止していたものの再開である。10組限定の事前申込制で行うが、申し込みはすでに上限に達している。

音訳ボランティアの新規募集は令和2年度から延期していたものである。緊急事態宣言の再延長に伴い募集期間を2か月延長し、11月17日に選考会を行い、12月から初級研修を始めていく。

11月18日に廻田図書館で製本講習会を行う。募集定員を例年の半分にしたが、応募は上限に達している。中央図書館でも12月に開催を予定している。

12月には全館でお楽しみパックの貸出を行う。年末の恒例事業となっているもので、テーマを決めて集めた3冊程度の本をパックにして貸し出す。タイトルが見えないことによる偶然の出会いでの読書を楽しんでいただく。

萩山図書館が入っている萩山文化センターが開館40周年を迎えるため、同センターでは萩山地域の歴史を振り返る写真展示を行うほか、図書館関連団体との共催事業を予定している。

対面朗読についても、都の警戒レベルに合わせて実施の可否判断を行っており、レベルの緩和に伴い再開することにした。

(2) 9月議会

(事務局) 一般質問で電子書籍への取組について質問があった。答弁では、多摩地区で導入が進んでいるのは承知しているが、資料の特性を踏まえて障害者や学習困難者など効果的な対象から導入を検討したいと答弁した。

令和2年度決算特別委員会では、社会教育施設のコロナ休館中と再開後の対応について質問があった。また、コロナ下のくめがわ電車図書館の利用状況と支援内容について質問があった。緊急事態宣言の発出等で活動が制限され、利用が落ち込んでも運営が継続できるように支援を続けられる規則改正を行ったことを説明した。

図書館の令和2年度の利用状況についての質問があった。臨時休館の影響で年間

の貸出総数は減少しているが、市民の巣ごもり需要もあり、再開館後は貸出利用が回復傾向になったことを月次統計の比較を根拠に説明した。

(3) 利用者からの意見

次にこの1年間の主な利用者からのご意見については資料の通りである。

他自治体にあるような、コミュニティ政策として新しい視点でコンセプトを明確にした図書館整備を希望する意見をいただいた。

萩山図書館は蔵書数が多いが開架書架の蔵書数が他地区館と変わらないため、本を死蔵しているのではないかと意見があった。それについては萩山図書館には共同閉架書庫があり、市内の最終的な長期保存および特別貸出用のストック場所として活用していること、利用者には定期的に書庫公開をしていることを説明した。

7月の緊急事態宣言発出直前には、去年のように休館しないでほしいとの意見が届いた。東村山市として、子どもの居場所づくりなどの観点から市全体で公共施設は開ける判断をしたため、図書館も窓口の閉鎖はしなかった。

高齢者から自宅への配送サービスを希望する意見をいただいた。

図書館ホームページ経由での意見としては、換気のため窓を開放しているので空調が効かないことへの苦情や、地区館へのWi-Fi設置、電子書籍の導入、一時閉鎖をしていた中央図書館読書室の開放要望などがあった。

- 今の事務局からの報告についての意見、質問は後でまとめて受ける。続けて、今期の図書館協議会の課題について聞きたい。

3. 協議「～図書館の役割、あり方について～」

(事務局) 次第の3.「協議－図書館の役割、あり方について－」について、23期までの経緯を説明する。図書館協議会に対する「公共施設再生計画出張講座」を21期には平成28年度、22期には30年度に担当所管が行った。老朽化が進む市内の施設を機能を集約しながら再編する計画であり、この計画の概要や小中学校を中心にした再生シミュレーションについての説明を聞いた。本日は令和3年3月に改定された計画書を配布した。

電子書籍については、この間、コロナ禍で各市の図書館では導入が進んだ。当市でも、今後は検討が必要であると認識している。

今期の課題として、市の施設再生計画に向けて、将来の図書館サービスがどうあるべきか取り組むべきことは何かについて、意見をいただきたい。

- 図書館協議会に対して、24期を通して期待されていることの説明があった。公共施設再生計画に対する考え方や意見をまとめていきたい。今、日本中で施設の老朽化や地域コミュニティの変化に対する対応が求められている。図書館協議会としてまた担当課の説明を聞くことが必要かもしれない。

それではここまでの事務局報告に対して、委員の意見を出してもらいたい。

利用者から寄せられた意見は、苦情というより環境変化による図書館への新しい要望、使い方への意見のように見受けられた。宅配サービスについては、協議会の中で、今後議題にしてもよいかもしれない。

電子書籍の要望については、どう考えられますか。

- 委員の方への質問だが、ハンセン病資料館では資料のデジタル化は進んでいるのか。
- ハンセン病資料館では著作権と肖像権の問題で本文の電子化は難しく、まだ検討中である。私は電子書籍そのものへのニーズは世代やコンテンツによりいろいろだと思う。高齢者からの要望は多くないのではないか。
- 一般向けの商用電子書籍とデジタルアーカイブは違う。

(事務局) Amazonなどのネット通販サイトでは、個人が最近の本を購入する場合は、紙の本と電子書籍を選べるものも多いが、図書館が利用者に提供するために電子書籍を導入する場合は事情が違う。選べる電子書籍が限られるし、映像ソフトと同じで貸与権への補償のため割高の料金設定になっている。中には買い切りのものもあり、多くは利用期間や貸出回数の制限付きの契約である。またベストセラー本の図書館用電子書籍は紙の本の販売より後になることが多い。

一方で電子書籍には便利な部分もあり、文字の拡大や音声読み上げが可能である。マルチメディアデイジーは読み上げ部分の表示が反転していくため目で追いやすく発達障害の子供などに有効である。他市では中高生の利用促進や、子育て支援など重点目標を立ててコンテンツを購入している事例がある。
- 公共図書館で今、急激に導入館が増えたのは新型コロナウイルス対策関連の国の補助金を利用したからだが、では補助金が終了した後に、どうやってサービスを維持していくかの課題がある。

文字表現によるコンテンツを作る、それを利用するという観点からいうと、これまでのところまず紙の本の出版があって、その後の活用としての電子書籍であることを忘れてはいけない。

コロナ禍のように対面サービスができない時には有効であるが、電子書籍だけでは図書館サービスのあるべき姿とは別のところに行ってしまう。GIGAスクールで調べ物での電子コンテンツの利用が増えると思われるが、調べ方の基本ができていないと危うい。
- いわゆる電子書籍とは違うが、地域資料などをデジタル化して情報として残したり活用したりする方法がある。しかし、デジタル資料も読むときには印刷している。モニター画面への抵抗感は年代により差があるだろう。
- 図書館は商業的コンテンツを提供するだけでなく、デジタル資料を作り出す場でもあると思う。地域の資料がデジタル化されると読みたくなるのではないか。デジタルサービスは娯楽のためか新しいサービスのためか、まだ発展中の状態である。
- 自分でも電子書籍を使い慣れている人が、図書館が提供してくれればよいと要望しているのではないか。先ほどの貸与権の問題など、図書館での導入には個人向けとは違う条件や課題があることが知られていない。そういったことをお知らせする機会があるとよい。
- お金の問題だけで導入していないと思われる。

- 個人向けに販売される電子書籍の種類が増えていることと、電子書籍を図書館が利用者に提供できるかは別なことである。紙の本が売れなくなったのは図書館のせいだと言った出版社もあり、図書館への配信には慎重にハードルを設けている。図書館が結ぶ契約では、購入したライセンス数しか同時に貸し出しできないことが知られていない。また図書館は資料の保存が重要で、ストック場所としての書庫が必要だが、電子書籍の提供に傾くと書庫不要論が出てくるだろう。
- 児童書の世界は全般的に電子書籍に消極的で否定的な意見が多いが、調べ学習には役に立つと思う。データの更新が容易で紙の辞典・事典類より調べやすい。しかし、絵本は紙でないと楽しめないのではないか。利用者の年代や資料の特性を踏まえてそれぞれに対して公共図書館でどう扱うかを考える必要がある。
電子教科書は紙の教科書から自立する過渡期である。紙の教科書のQRコードからネット上のサイトを利用して発展学習につなげる手法がある。
- 学校の状況を考えると、電子書籍は調べ学習には役立ちそうだと思っている。今後電子書籍の利用は増えていくだろうが、公共図書館で扱うときのハードルは理解できた。この状況をどう市民に伝えていくか。
- 地域資料を図書館がデジタル化して公開していくとよい。
- 電子書籍を導入している公共図書館はすでにある。当市でも導入してから発生した課題を解決すればよい。先導して啓蒙していかないと事態が動かないのではないか。
- 公共図書館の電子書籍は利用登録ができないと利用はできないが、その図書館で提供しているコンテンツの目録検索だけ是可以とすることが多い。他市のラインナップを見てもよいのでは。このことは次回以降も話題にしていきたい。
別の話題だが、宅配についての図書館の今の考えを伺いたい。希望者に郵送しているところもあるが、発送や返送の手間がとてにかかる。ボランティア体制を作り、宅配するほうが手間はかからない。障害者サービスの一環としてでもよいが、さらに対象を広げて行うことを考えてもよいのではないか。新しい取り組みが期待できる。地域の図書館と利用者とは、きめ細かい関係を作れるとよい。
- 実際に図書館の窓口に来た人だけではない、すべての人へのサービスという考え方がある。高齢者や子育て中の人にも対象に図書館内だけではないサービスが必要だと変わってきている。学校図書館も中高生が使いやすい時間の開放への対応が必要と思う。
- 学校への様々な要望があるが、人員の問題ですべてには応えられない。兼ね合いが問題である。
- ボランティア活動が活発だが学校でやりにくいことがある。新しい取り組みにより新しいボランティアが生まれていくかもしれない。本のことから社会のことを考えるようになった。
- 次回からは施設再生計画について協議したい。

- コロナ禍が2年目になるが、図書館の防疫体制への意見は届いているか。

(事務局) 社会が落ち着いてきているが、感染症に対して利用者の意識が二極化してきている。マスクをきちんとしない来館者が出ているため、注意喚起をしている。消毒、検温は続けている。座席数を戻す判断のタイミングが難しい。

- 感染症に対しては緊張感を続けることが大切である。いま学校では、教室のドアと窓を10cm程度開けている。締め切った場合は授業時間の真中で窓を開ける。今日の協議会の会場設定は厳しく徹底している印象を受ける。

- 図書館は不特定の人が個々に利用する施設であるため、利用者の意識を揃えることが難しいと思う。

- イベントの参加人数は全般的に通常に近づいている。図書館の座席基準は都の基準か。

(事務局) 都に合わせて、市として50%にした。読書室は3人掛けを2人で使っているが、ほぼ満席となっている。

- 設備については長期・短期の課題がある。施設再生計画が次回のテーマになると思う。新型コロナの感染状況が好転し、もっと落ち着いた形で会議を行えるようになっているとよいと思う。

(次回) 令和4年2月に予定。